

年金引き下げ違憲訴訟

最高裁「兵庫事案」で不当判決!

三浦裁判官は補足意見で「低年金の生活実態を認め、制度の適切な充実を求める」と判決文に記載

加藤健次中央弁護士共同代表の講演内容の要旨報告。

判決内容について、加藤弁護士は最低、最悪の判決だ。判決に対して「怒りの意思」を示し、反撃しよう」と述べられました。

そして、「特例水準の解消」を理由とする年金減額について、立法府の広範な裁量を認め、「世代間公平」「公的年金制度の財政維持」などの国の主張を鵜呑みにする判断を示した(二重の意味での政治追従)。



(上) 加藤弁護士 (下) 12月6日、第7次最高裁前要請行動報告集会

憲法25条、社会権規約に基づく後退禁止原則を無視し、国際的な人権水準を無視している。社会権規約のことを一言も書いていない。国際法を守る立場に立っていない。判断過程審査の適用を否定。憲法適合性審査のための「成熟した法理ないし基準」を創造することこそが、裁判所の役割ではないかと述べられた。

質問に対する回答

①最高裁への上告は、不受理決定(門前払い)されたと言いましたが

今回、上告は不受理決定されました。しかし、あわせて憲法判断について「判決」が出されませんでした。不受理して審理するに及ばず」としながら「判決」が出されませんでした。加藤



12月6日、第7次最高裁前要請行動

②三浦裁判官の「補足意見」の評価について

第2小法廷の三浦裁判官は、判決文の中で補足意見として「年金受給者にとっては、実際に給付を受ける年金額が減少する上、このような年金額の給付のみでは、他に収入や資産の少ない者の生活の安定を図ることが困難であることは否定できず、そのことは、近年における生活保護の被保護世帯の高齢化等の状況からもうかがわれる。」「社会の変化に応じて制度を見直す必要がある。困難を抱える人たちが必要な給付や支援を受けられることが大切で、適切な

施策の充実が求められる」と判決に書き込みました。このことについて、加藤弁護士は「三浦裁判官の補足意見は『重い』」と述べられ、最高裁の裁判官も年金受給者の生活実態をみとめ、制度の適切な充実が求められると言っていることを宣伝し、低年金の底上げ、最低保障年金制度の創設で、生活できる公的年金制度を求めたい」と訴えられました。

③第2小法廷で「最悪判決」が出されたが、今後、第2小法廷に係属されている事案の決定は「紙切れ一枚」の決定になるのか?

その可能性はあるが、兵庫事案の判決に「怒りをもって反撃」し、兵庫以外の事案を「大法廷回付と違憲判断」を求めていく運動をひきつづき行うことが必要です。その運動の中で新たな最高裁の「判決」を求めていく。さらに、第2小法廷の「決定・判決」は出されたが、第1小法廷、第3小法廷の事案は裁判官も違い「決定・判決」が出されていません。不当判決を断固批判しながら最後まで闘いましょう!



8月2日、最高裁女性要請行動で訴える長岡京支部の中川さん

今後の運動について

判決に対して「怒りの意思」を示し、反撃していきましょう! 前述のとおり、今回の判決に「怒りをもって反撃」し、兵庫以外の事案の「大法廷回付と違憲判断」を求めていく運動をひきつづき行うことが大切です。そして、これまで以上に低年金の底上げ、最低保障年金制度の創設をはじめとした年金の課題を学習し、街頭をふくめての宣伝行動をすすめていくことです。

年金引き下げ違憲訴訟・兵庫事案の最高裁判決を読んで

年金裁判京都事案原告団 事務局長 楠 晤

「やはり、こうなるか!」という思いと怒りが、真っ先にきました。

40年以上も前の最高裁判決に呪縛され、それを乗り越えるという思考は全く欠落しているのかと。立法・行政の広い裁量を全面的に認める二重の忖度に落ち込んだ、被告・国の当初の「答弁書」のコピーというか、全く言いなりの最低・最悪の判決でした。

司法の任務・役割を全く放棄したことに怒り沸騰、心からの怒りを禁じえません!

ただ、私たちの10年にも及ぶ闘いは無駄なものではなかった。年金制度の今日的な劣悪さを認めざるを得なかった、三浦裁判官の「補足意見」は、現実から目を離すことができなかったことを示しています。

ここに今後の私たちの闘

年金引き下げ違憲訴訟最高裁判決に対する抗議声明

1 本日、最高裁判所第二小法廷(裁判長尾島明、裁判官三浦守、裁判官草野耕一、裁判官岡村和美)は、「特例水準の解消」を理由とする一律2.5%の年金減額を定めた平成24年改正法が違憲であるとして、平成25年10月の年金減額決定を取り消すことを求めた上告審で兵庫事案に上告棄却の判決を言い渡した。

年金引き下げ違憲訴訟は、現在、兵庫事案を始めとして30の事案が最高裁に上告されている。われわれは、最高裁が全ての事件を大法廷に回付し、立法府の大幅な裁量を認めた「堀木訴訟大法廷判決」を見直し、憲法25条、29条、98条(社会権規約)に基づき、正面から違憲判断をすることを求めて、運動に取り組んできた。

22年11月9日の第1次要請から23年12月6日の第7次に及ぶ要請行動を取り組み、大法廷回付を要求する署名を4万9000筆と「最高裁長官への手紙」2000通を積み上げてきた。こうした中で、最高裁第二小法廷が、大法廷に回付せず、弁論も開かないまま、年金減額を合憲として、上告棄却の判決を言い渡したことは、最高裁判所が「憲法の番人」としての役割を放棄したものであり、強く抗議する。

2 判決は、年金減額を定めた平成24年改正法が、憲法25条、29条、98条2項に違反するとする上告人らの主張に対し、広範な立法裁量を認めた堀木訴訟最高裁大法廷判決をそのまま維持し、「世代間の公平」や「年金制度の持続可能性を確保する」という国の主張をそのまま認め、憲法25条、29条に違反するものとはいえないと判断した。これは、違憲立法審査権を持つ裁判所の役割を放棄したものだと言わざるを得ない。

他方で、三浦裁判官は補足意見の中で「このような年金額の給付のみでは、他に収入や資産等の少ない者の生活の安定を図ることが困難であることは否定できず、そのことは、近年における生活保護の被保護世帯の高齢化等の状況からもうかがわれる。」と指摘し、「現に困難を抱える個人が必要な給付や支援を円滑に受けられることが肝要であり、適切な施策の充実が求められる。」と述べている。これは、本件年金減額による当事者の被害を無視できなかったことを示している。

3 年金裁判は12万人を超える全日本年金者組合員らが参加した「不服審査請求」を経て2015年5月29日を中心に44都道府県の組合員らが39地裁で5297人が提訴し、社会保障訴訟としては画期をなす取り組みとなった。

年金引き下げ違憲訴訟は2.5%の減額と高齢期を安心して暮らせる「年金制度」の在り方を問う訴訟である。年金裁判の8年間の取り組みは貴重な前進をしてきた。第一に、法廷では全国で181人の原告が年金生活者の実態、特に女性の構造的な低年金の実態を告発し、マスコミにも報道されるなど、年金だけでは生活できない実態が社会的な問題となった。第二に、年金裁判で、労働組合の役員の方々29人が証言に立った。また、憲法、社会保障の学者、研究者20人が意見書の作成や証言等、大きな協力を得た。裁判を通じ、「最低保障年金制度」の確立等、生活できる公的年金制度の確立が若者を含めた共通の課題であることが明らかとなった。

4 われわれは、今回の不当判決に屈することなく、残された事件について、引き続き、大法廷回付と違憲判断を求めて取り組みを続けていく。

あわせて、最低保障年金制度など、誰もが安心して生活ができる公的年金制度の確立を求めて闘う決意である。

2023年12月15日

年金引き下げ違憲訴訟兵庫原告団 全日本年金者組合兵庫県本部 全日本年金者組合中央本部
年金引き下げ違憲訴訟兵庫弁護士 年金引き下げ違憲訴訟全国弁護士

いの展望を見いだせることに確信するものです。京都事案・第一審判決文には、今日の年金制度の劣悪さ、とりわけ、女性の低年金をわざわざカッコ付けで(これは

国も認めている)と判示せざるを得なかったことを、大阪高裁も否定しなかった。被告・国が認めたことだから、司法は忖度せず、制度後退でなく「前進・改善すべき

と、判示すべきではないかと考えるのは当然ではないでしょうか。今後の闘いに確信を持つものです。我が、京都事案はこれから検討されるはずですよ。

兵庫事案の「コピー」は許さない! ここへ集中した京都独自の闘いを切り拓こうではありませんか。

支部紹介①左京支部

コロナ禍を超えて 新しいサークルも始動 楽しい催しで仲間増やす 60代 70代の拡大が課題

春と秋の仲間増やして9人増

コロナ禍で3年間活動が休止になると同時に外出もままならない状態の中で、亡くなられたり退会される組合員さんが増え、12月1日現在で組合員数が307人女性組合員181人男性組合員126人



参加者が増えた錦秋のつどい

一泊旅行はまだですが、それに代わる日帰りバスツアーを5月に計画。目標人数の参加者を達成すると同時に大変好評でした。

錦秋のつどいも昨年度に引き続き開催しました。執行委員と役員全員が実行委員になるという新たなやり方で取り組みました。参加者が10人増えました。

地区間など連携し 地域課題の改善に取り組む

門川京都市政のもとで、市民の暮らしを脅かす問題が山積しています。敬老乗車証制度の改善のみならずバスの本数減と運賃値上げ問題、高い



街頭宣伝活動頑張ってます。

国民健康保険料問題、松ヶ崎・岡崎地域でのマンション建設問題、北山エリアでの植物園と府立大学のアーリーナ建設問題、岩倉地域の支所跡地の活用問題とさまざまな地域の課題に組合員が取り組んでいます。また左京社会保障推進協議会の構成団体として左京区役所、京都市役所、京都府庁へ要望書の提出と懇談会へ参加しています。しかし、全組合員さんに伝え切ることがなかなか困難です。

今回の市長選挙の取り組みの話合いの中で、地域に入っただけでその地域の組合員さんたちのつながりを作ることが大切だと確認しました。今後の長期的な課題として他支部の経験に学びながら班作りに取り組んでいきたいです。

山川美保書記長

秋の仲間づくり 月間の取り組み 楽しい行動報告

各支部の頑張りで、2桁(24人)の実増となりました。なかでも東山支部が8人の仲間を増やしました。どろろかという仲間増やしが苦手な支部でしたが、10月初めのサークル「歩こう会」で5人、新しく組合員になられた方がサークルに誘ってこれら1人拡大、知人・友人に声をかけ2人を増やされました。支部目標を大きく上回る8人の拡大です。

舞鶴支部は11月末に「バス旅行」を計画、51人中8人が組合員以外の方でした。2か月間で8名の仲間を増やしました。丹後支部と福知山支部は6人の仲間を増やし、綾部・八幡支部も新しい仲間を迎えました。春の月間では、81人の新しい仲間を迎えましたが、116人の退会者があり、実質25人の減となりましたが、秋の2か月間の仲間増やしでは、68人名の新しい仲間を迎え、退会者は45名で24人の実増です。成果が出た支部は26支部中20支部でした。「飛躍」にはいたりませんでし



左京支部錦秋の集い

たが、減少傾向を止め、増勢への足がかりになる月間になりました。

左京支部 楽しい錦秋のつどい

藤井葉子書記長

11月27日、コロナ後再開2年目の錦秋のつどいを行いました。支部長・書記長不在の中、どうなることかと思いましたが、執行委員の皆様の協力で何とか切り抜けました。昨年に続き、食事はなし、お茶とお菓子だけ。60個用意したお菓子も残り2個。昨年よりも多い58人の参加でした。米寿の方5人、傘寿の方12人のうち計10人の方が参加して下さい。皆でお祝いしました。後半は、手品、相撲甚句、オカリナ演奏を皆で楽しみ、歌う会の演奏で、みんなで唄った後、その盛り上がりそのまま、お楽し

みのビンゴゲームに入りました。「リーチー」が中々出ず、いきなりの「ビンゴー」。景品のほか、農園クラブの野菜が副賞です。みんな笑顔で、大きな大根を持って帰りました。

長岡京支部 歳祝い・新組合員歓迎会

中村邦良副支部長

12月8日、バンビオで長岡京支部「歳祝い・新組合員歓迎会」が開かれました。会場いっぱい103人(過去最高)が参加し、喜寿・傘寿・米寿・卒寿以上を迎えた組合員を祝いました。



「歳祝い・新組合員歓迎会」での記念撮影

石角支部長が名前を読み上げ、贈り物を手渡ししました。記念写真の後、食事をして休憩。2部は、ピアノ演奏とみんなで歌う会。「青い山脈」「下町の太陽」など次々に懐メロを歌いました。続いてマジックショー、カードが消えたり現れたりして、不思議

ワンショット

海から淀川を遡上し 鴨川上流にやってきたウミアイサ

カモ目 カモ科 ウミアイサ属



い。メスや若鳥の冬羽は頭が赤味のある褐色、背など上面は薄い黒褐色で、脇は灰色。

ゆったりと泳いでいたウミアイサが、岸辺に上がって一休み。常は海に滞在しオスと一緒にいるようだが、単身で、海から川をかなりの距離を遡上し内陸部に滞在することもあるようだが、色合いが完全に異なるオスに会いたいです。(浜)

ウミアイサのメスが、京都の河川にやってきた。1羽だけだが、カワアイサと混じり長いこと滞在している。カワアイサとよく似ているが、カワアイサは58-72cmだがウミアイサは52-58cmとやや小さく、首を見ると首と体の境が不明瞭で、カワアイサは首と体の境がはっきりしている。また、嘴がかぎ状になっているのがカワアイサで、ウミアイサなめらかでやや長

議な指さばきに歓声が上がりました。新組合員の紹介の後、サークルと組合員の出し物。サークルは「朗読」と「リコーダー」、組合員からは詩吟・カンツォーネ・ケーナの演奏など、芸達者が次々と披露。3時間があっという間に過ぎ、楽しく閉会しました。

年金者組合京都 写真サークルの報告

写真サークル

山田善彦事務局長

2023年の写真サークルのメンバーは18人で、京都府本部の組合員であれば誰でも加入できます。

豆塚猛先生の指導で、月1回京都を中心に滋賀、奈良などで撮影会を行っています。撮影旅行や写真展を1年おきに実施しています。

今年10月31日に会員+友人を誘い、21人がマイクロバスで近江八幡を散策、船に乗り沖島へ渡りました。沖島は人口240人の小さな島で、京都や大阪から日帰りで行く楽しい島です。しかし、山の中でイノシシに要注意でびっくりしました。沖島小学校では田植えが忙しいゴールデンウィークは漁の後



に田へ向かう人が多くおられた。また、いろいろな風景もありました。

す。一家に一台大人用三輪車があり、島の中を移動されています。泊りでいけば、民宿から美しい夕陽がみられるそうです。もう一度ゆっくり泊りで訪れ、撮影会をやりたいと思いました。1月に写真展を行います。その時には、撮影旅行での作品も多く出されるとおもいます。是非、写真サークルにご入会ください。

